訪問看護ステーション・あけぼの
訪問看護ステーション・あけぼの　サテライト飯塚
（医療保険）料金表

令和6年6月1日付

① 健康保険法、国民健康法、後期高齢者医療に基づき所定額（1割から3割）を徴収させていただきます。各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減額又は免除されます。

② 利用料（基本療養費+管理療養費+加算分）×負担割合となります。（利用料の10円未満は四捨五入）

金額（円）

項　　目			利用料（10割）	1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）　（1日につき）						
看護師・作業療法士による場合	週3日目まで	30分以上の場合	5,550	－	－	－
	週3日目まで	30分未満の場合	4,250	－	－	－
	週4日目以降	30分以上の場合	6,550	－	－	－
	週4日目以降	30分未満の場合	5,100	－	－	－
准看護師による場合	週3日目まで	30分以上の場合	5,050	－	－	－
	週3日目まで	30分未満の場合	3,870	－	－	－
	週4日目以降	30分以上の場合	6,050	－	－	－
	週4日目以降	30分未満の場合	4,720	－	－	－
管理療養費（月の初日）			7,670	－	－	－
訪問看護管理療養費1（月の2日目以降）			3,000	－	－	－

看護師・作業療法士 30分以上の場合	1回目	5,550	+	7,670	13,220	1,322	2,644	3,966
	2回目	5,550	+	3,000	8,550	855	1,710	2,565
	3回目	5,550	+	3,000	8,550	855	1,710	2,565
	4回目以降	6,550	+	3,000	9,550	955	1,910	2,865

看護師・作業療法士 30分未満の場合	1回目	4,250	+	7,670	11,920	1,192	2,384	3,576
	2回目	4,250	+	3,000	7,250	725	1,450	2,175
	3回目	4,250	+	3,000	7,250	725	1,450	2,175
	4回目以降	5,100	+	3,000	8,100	810	1,620	2,430

准看護師 30分以上の場合	1回目	5,050	+	7,670	12,720	1,272	2,544	3,816
	2回目	5,050	+	3,000	8,050	805	1,610	2,415
	3回目	5,050	+	3,000	8,050	805	1,610	2,415
	4回目以降	6,050	+	3,000	9,050	905	1,810	2,715

准看護師 30分未満の場合	1回目	3,870	+	7,670	11,540	1,154	2,308	3,462
	2回目	3,870	+	3,000	6,870	687	1,374	2,061
	3回目	3,870	+	3,000	6,870	687	1,374	2,061

			4回目以降	4,720	+	3,000	7,720	772	1,544	2,316
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）　（1日につき）										
	看護師・作業療法士による場合	同一日に2人	週3日目まで 30分以上の場合				5,550	555	1,110	1,665
			週3日目まで 30分未満の場合				4,250	425	850	1,275
			週4日目以降 30分以上の場合				6,550	655	1,310	1,965
			週4日目以降 30分未満の場合				5,100	510	1,020	1,530
		同一日に3人以上	週3日目まで 30分以上の場合				2,780	278	556	834
			週3日目まで 30分未満の場合				2,130	213	426	639
			週4日目以降 30分以上の場合				3,280	328	656	984
			週4日目以降 30分未満の場合				2,550	255	510	765
	准看護師による場合	同一日に2人	週3日目まで 30分以上の場合				5,050	505	1,010	1,515
			週3日目まで 30分未満の場合				3,870	387	774	1,161
			週4日目以降 30分以上の場合				6,050	605	1,210	1,815
			週4日目以降 30分未満の場合				4,720	472	944	1,416
		同一日に3人以上	週3日目まで 30分以上の場合				2,530	253	506	759
			週3日目まで 30分未満の場合				1,940	194	388	582
			週4日目以降 30分以上の場合				3,030	303	606	909
			週4日目以降 30分未満の場合				2,360	236	472	708
	訪問看護Ⅳ（入院中の外泊時訪問看護）						8,500	850	1,700	2,550

【精神科訪問加算】　　金額（円）

項　　目	利用料（10割）	1割負担	2割負担	3割負担
精神科複数名訪問看護加算（注1）				
(1)　看護師と看護師又は作業療法士（**1日に1回の場合**）				
①　同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
②　同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200
(2)　看護師と看護師又は作業療法士（**1日に2回の場合**）				
①　同一建物内1人又は2人	9,000	900	1,800	2,700
2　同一建物内3人以上	8,100	810	1,620	2,430
(3)　看護師と看護師又は作業療法士（**1日に3回以上の場合**）				
①　同一建物内1人又は2人	14,500	1,450	2,900	4,350
③　同一建物内3人以上	13,000	1,300	2,600	3,900
(1)　看護師と准看護師（**1日に1回の場合**）				
①　同一建物内1人又は2人	3,800	380	760	1,140
②　同一建物内3人以上	3,400	340	680	1,020
(2)　看護師と准看護師（**1日に2回の場合**）				
①　同一建物内1人又は2人	7,600	760	1,520	2,280

② 同一建物内3人以上	6,800	680	1,360	2,040
(3) 看護師と准看護師（1日に3回以上の場合）				
① 同一建物内1人又は2人	12,400	1,240	2,480	3,720
② 同一建物内3人以上	11,200	1,120	2,240	3,360

項　　目			利用料（10割）	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ）　（1日につき）						
	看護師による場合	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
	准看護師による場合	週3日目まで	5,050	505	1,010	1,515
		週4日目以降	6,050	605	1,210	1,815
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合	—	5,550	555	1,110	1,665

【加算料金】　　金額（円）

項　　目	利用料（10割）	1割負担	2割負担	3割負担
夜間・早朝訪問看護加算 夜間（午後6時から午後10時まで）・早朝（午前6時から午後8時まで）	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算　　深夜（午後10時から午前6時まで）	4,200	420	840	1,260
精神科緊急訪問看護加算　イ　月14日目まで	2,650	265	530	795
精神科緊急訪問看護加算　ロ　月15日目以降	2,000	200	400	600
24時間対応体制加算				
イ　24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合　（月1回）	6,800	680	1,360	2,040
ロ　イ以外の場合	6,520	652	1,304	1,956
特別管理加算（月1回）　（注2）	2,500	250	500	750
特別管理加算（月1回）（重症度の高い状態）　（注3）	5,000	500	1,000	1,500
退院時共同指導加算（退院又は退所につき1回）	8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算（退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われた場合）	6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算（月1回）	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）	2,000	200	400	600
訪問看護医療ＤＸ情報活用加算（月1回）	50	5	10	15
訪問看護ベースアップ評価料	780	78	156	234
訪問看護情報提供療養費1（月1回）　（注4）	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費2（月1回）　（注5）	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費3（月1回）　（注6）	1,500	150	300	450

項目の注意事項

注1　複数名訪問看護

下記の利用者の状況により複数名訪問看護を実施。

1.　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

2.　利用者の身体理由により1人の看護師等による指定訪問看護が困難

3.　利用者及びその家族それぞれへの支援が必要な者

4.　その他

注2　特別管理加算の利用者の状態

・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導を受けている状態にある利用者。

・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある利用者。

注3　特別管理加算の利用者の状態（重症度の高い状態）

・在宅自己腹膜潅流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理

・在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法法指導管理、在宅自己疼痛指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態に

・人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある利用者。

・真皮を超える褥瘡の状態にある者　（NPUAP分類Ⅲ度又はⅣ度、DESIGN-R分類D3、D4又はD5）

・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者。

	情報提供先
訪問看護情報提供療養費1（注4）	市町村・都道府県・指定特定相談支援事業部・指定障害児相談支援事業者
訪問看護情報提供療養費2（注5）	保育所・幼稚園・中学校・高等学校・義務教育校・中等教育校・特別支援学校・高等専門学校・専修学校
訪問看護情報提供療養費3（注6）	保険医療機関等入院（所）

＜医療保険外＞

項　　目	要件及び金額
時間外の訪問看護	5000円
おむつ代等・消耗材料費	おむつ等日常生活上必要な物品は実費を請求します。

＜事前に訪問看護のキャンセルの連絡がない場合＞

交通費	片道10kmまでは150円、5km増すごとに100円を加算。